

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求について、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。この決定に異議のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

| | |
|---------|--|
| 法人文書の名称 | |
| 開示しない理由 | |

* 不明な点がある場合には、総務課（TEL：046-858-1511）にご連絡ください。